

広島県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坂瀬川駅家線	福山市駅家町大字服部本郷一〇番八地先から福山市駅家町大字服部本郷一一九番一地先から福山市駅家町大字服部本郷一一九番二地先まで 福山市駅家町大字服部本郷一〇番八地先から福山市駅家町大字服部本郷九番九地先まで	平成二十六年四月七日